令和8年度　第2回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農林水産業者物価高騰対策支援事業第2弾	①物価高騰の影響を受けている農林水産業者に対し、生産コスト低減のための機器購入を支援し、事業者の経営継続を図る。 ②補助及び交付金 ③生産コスト低減に資する機器等（200千円以上）の導入費支援 補助金額下限100千円～上限500千円　※補助率1/2以内 300千円×300件 ④市民及び市内に事業所を有する農業者、林業者、漁業者	R8.4	R9.3
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	中学校給食費保護者負担額支援	①物価高騰の影響を受け上昇している給食費について、保護者の負担増を抑制するため、給食費を2025年度と同額に据え置き、2026年度の上昇分を支援する。 ②需用費（食材料費）　※教職員分は含まない ③2026年度の給食費上昇分（1食あたり68円）を公費負担 ※2025年と同額に据え置く 中学校生徒1,969人、延べ332,761食 ※2026年4～12月分のみ交付金充当 ④市立中学校（義務教育学校含む）に通学する生徒の保護者	R8.4	R8.12
3	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等における物価高騰対策一時支援金	①医療機関等における物価高騰等の影響を緩和し、継続的・安定的に医療を提供できるよう一時支援金を交付する。 ②役務費、負担金、補助及び交付金 ③有床施設　29千円/床*602床＝17,458千円 無床施設　43千円/施設*196施設＝8,428千円 役務費（振込手数料）　22千円 ④病院、診療所、施術所、歯科技工所、保険薬局等	R8.7	R9.3
5	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道基本料金無償化（物価高騰等支援）第3弾	①　物価高騰等の影響を受ける市民の生活を支援するため、水道料金の基本料金を減額する ②　水道料金の基本料金分（9月、10月の2か月分または10月、11月の2か月分）※検針は2か月に1度 設定変更等に係る システム改修費用 ③　⑴　メーター口径13mm 基本料金1056円×2か月分×約33,000水栓＝69,696千円 ⑵　メーター口径20mm 基本料金2,090円×2か月分×約3,700水栓＝15,466千円 ⑶　システム改修費用　2,000千円 計　87,162千円　（内、85,130千円に交付金を充当） ④　市内の水道利用者　⑴　メーター口径13mm利用者（約33,000水栓）、⑵　メーター口径20mm利用者（約3,700水栓） ※いずれも公共施設は対象に含まない ※令和8年9月上旬～10月上旬　システム改修	R8.9	R8.12